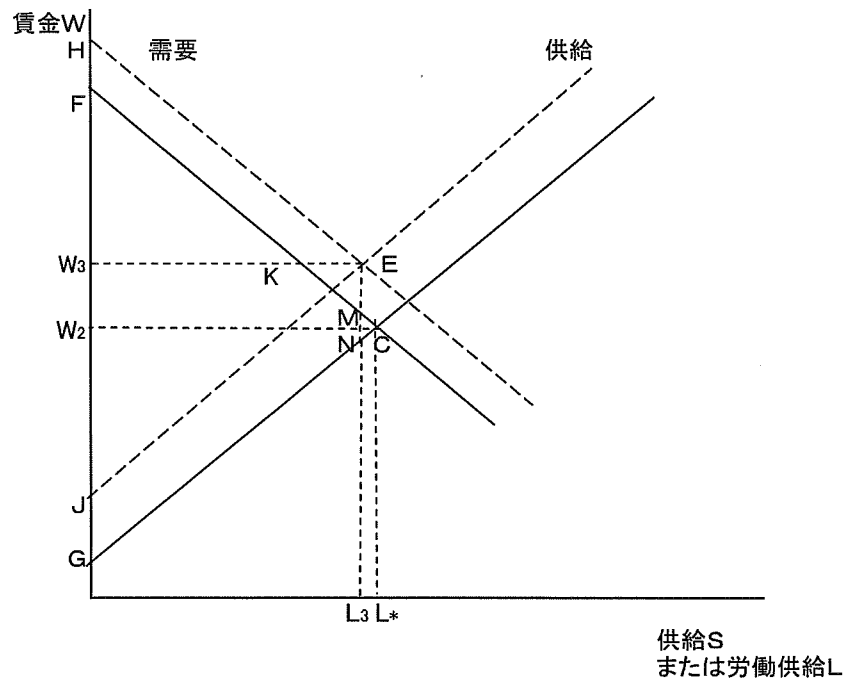


$B_p = T$ となること、すなわち、

$$U_b(B_f) = U_w(T)$$

に他ならない。つまり、将来の年金受給による効用と、等しい効用をもたらす現在の賃金が保険料に等しいことである。

補図表 フレーミングがある場合の需要・供給の均衡



この条件は、さらに次の2つの条件が成立する場合に満たされる。第1に将来の年金給付の流列 B_f とその対価である保険料 T とが、数理的に等しいことである。

第2に各人がリスク中立的であり（終身年金により余命のリスクをヘッジしても効用の増減がない）、また、各人の余命が数理計算に使われた余命と等しく、さらに各人の主観的割引率が数理計算に使われた割引率に等しい、ことである。

現在の日本の公的年金（厚生年金）の場合には、この条件が成立しないことの方が多いただろう。修正賦課方式の財政では、保険料 T と将来の給付のベクトル B_f が数理的に等価な関係にはない。

さらに $U_b(B_f)$ は3つの主観的な要因に影響される。

$$U_b(B_f) = f(L, d, \lambda, B_f)$$

ここで

L : 各人の主観的余命

d : 主観的割引率

λ : 危険回避度

ここで、 L 、 d 、 λ はいずれも 1 人 1 人異なる主観的な要因である。主観的余命が短いほど、主観的割引率が高いほど、危険回避度が低いほど、 $U_b(B_f)$ が小さくなる。そのため、 T と B_f が数理的に等価であっても、 $B_p = T$ になるとは限らない。

参考文献

- Akerlof, George A. and Janet L. Yellen, (1990), "The Fair Wage-Effort Hypothesis and Unemployment", *Quarterly Journal of Economics*, Vol.105, pp.255--283,
- Fehr Ernst, Georg Kirshsteiger, A. and Arno Riedl, (1993), "Does Fairness Prevent Market Clearing? An Experimental Investigation", *Quarterly Journal of Economics*, Vol.108, PP437--459,
- Kahneman, Daniel, Jack L. Knetsh and Richard Thaler, (1986a), "Fairness and the Assumptions of Economics", *Journal of Business* Vol.59, No4, Pt2, pp.S285—S301
- Kahneman, Daniel, Jack L. Knetsh and Richard Thaler, (1986b), "Fairness as a Constraint on Profit Seeking: Entitlements in the Market", *American Economic Review*, Vol.76, No4, pp728—741
- Kerschbamer, R., and Kirshsteiger, G., (2000), "Theoretically robust but empirically invalid? An experimental investigation into tax equivalence", *Economic Theory* Vol.16, pp.719-734
- RuffleBradely, J. (2005), "Tax and subsidy incidence equivalence theories : experimental evidence from competitive markets", *Journal of Public Economics*, Vol89, pp.1519-1542
- 駒村康平・山田篤裕(2005)「社会保険の事業主負担の帰着に関する実証分析」、城戸喜子・駒村康平編『社会保障の新たな制度設計』第5章
- 俊野雅司(2006)「行動ファイナンスと年金政策」本報告書第6章
- 藤井聡・竹村和久(2001)「リスク態度と注意：状況依存焦点モデルによるフレーミング効果の計量分析」『行動計量学』28巻1号、pp.9-17
- 八田達夫・小口登良(1999)『年金改革論—積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社

第8章 年金情報提供を必要とする国民年金の課題と 厚生年金適用拡大の効果に関する考察

金子能宏¹

1. はじめに

1990年代後半以降、国際競争の激化や社会保険料の増大等を背景に、企業（求人側）にとっては労務費軽減という経済的誘因もあって非正規就業者が増大しており、それが（就業者数全体が増加しているにもかかわらず）厚生年金と健康保険の被保険者数の減少をもたらし、また、国民年金の未加入・未納問題の原因にもなっているなど、我が国の社会保険制度の大原則である皆年金・皆保険の在り方を考える上で大きな問題となっている。

非正規就業の典型例としては、フリーターに象徴される若年者の不安定就労と、世帯主の賃金上昇率の低下に伴う家計補助のための（女性）パートタイム労働が挙げられるが、これらを含む就業形態の多様化に対して社会保障制度が総合的に対応すべきことは、社会保障審議会「今後の社会保障改革の方向性に関する意見書」（平成15年6月）が指摘するところであり、既に具体的な制度改正の検討が行われているもの（（女性）パートタイム労働に対する厚生年金の適用拡大）や、政府としての対処の必要性が指摘されているもの（若年世代の非正規就業について社会生活基盤欠如の問題としてとらえて対処する必要性の指摘（「青少年育成施策大綱」（内閣府、平成15年12月）））もある。しかしながら、現実には、国民年金の未納問題の深刻化やパートタイム適用拡大に対する産業界のコンセンサスが得られないことなどが生じており、これらの問題に関する実態の整理と分析、及び実証分析などは必ずしも十分には行われてこなかった。

そこで、この論考では、非正規就業者が増大する中で社会保障制度の持続的発展を図るために、若年者の不安定就労と（女性）パートタイム労働の性質の違いにも配慮しつつ、非正規就業者の実態やその抱える問題を把握・分析し、非正規就業者が将来に対して抱く意識やライフスタイルに応じて受け入れられやすい社会保障制度の在り方を考察する。そのために、まず、非正規就業者の実態と意識を国民年金の加入状況、未納の状況等と関連させながら整理し、次に、非正規就業者が増大する元でも年金情報が提供され、国民年金保険料の未納がなくなり国民年金に増大する非正規就業者がカバーされる場合の経済厚生

¹ 研究協力者 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長

の推移を、世代重複モデルを応用して推計した結果を考察する。また、厚生年金のパートタイム適用が拡大された場合の、パートタイム労働者が得られる年金額（新規最低額と生涯の年金額の1年あたり実質額）を推定するとともに、新たに被保険者となった人々の手取り賃金が少なくなるとしても、年金情報の提供により人々が適用拡大された厚生年金に加入し続ける場合の経済厚生の変化を、世代重複モデルを用いて推計した結果を概観する。

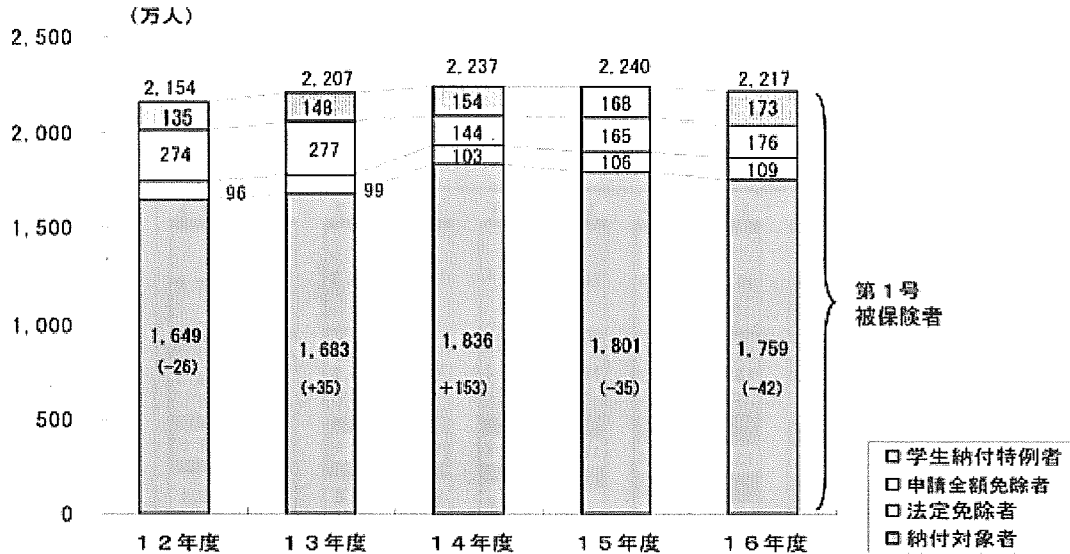
2. 国民年金の被保険者(第1号被保険者)の状況

(1) 被保険者数の推移

第1号被保険者数（任意加入を含む。）は、平成12年度2154万人、平成13年度2207万人、平成14年度2237万人、平成15年度2240万人と、平成15年度末までは増加傾向であった。しかし、16年度末現在では2217万人と、15年度末と比べ23万人減少している。

第1号被保険者の適用状況をみると、申請全額免除者数は平成16年度末現在で176万人となっており、15年度末と比べ11万人増加している。この他、法定免除者が3万人、申請半額免除者が4万人、学生納付特例者が5万人増加している。この結果、平成16年度末の納付対象者数は1,759万人となっており、15年度末と比べ42万人減少している。

図表8-1 国民年金の被保険者(第1号被保険者)の状況
第1号被保険者の動向



出典「平成16年度 国民年金の加入・納付状況」社会保険庁

注1 納付対象者数は、第1号被保険者から法定免除者、申請全額免除者及び学生納付特例者を除く。

注2 申請半額免除者は申請全額免除者に含んでおらず、納付対象者に含んでいる。

注3 納付対象者の括弧内の数字は前年度差である。

このように国民年金被保険者数が平成15年度において、減少に転じた背景には労働市場の影響がある。近年の経済の低迷を反映して、入職超過率（入職率－離職率）はマイナスになっており、入職者より離職者が多い傾向にある。第1号被保険者のうち平成16年度の資格取得者は、全体の1/4程度となっており、資格の得喪が頻繁に行われていることがうかがえる。資格取得者のうち、特に第2号被保険者（厚生年金）からの移行者と20歳到達者の納付率²は、それぞれ58.4%、47.5%と全体の納付率（63.6%）に比べて低くなっているものの、15年度に比べそれぞれ1.0ポイント、2.7ポイント増加している。

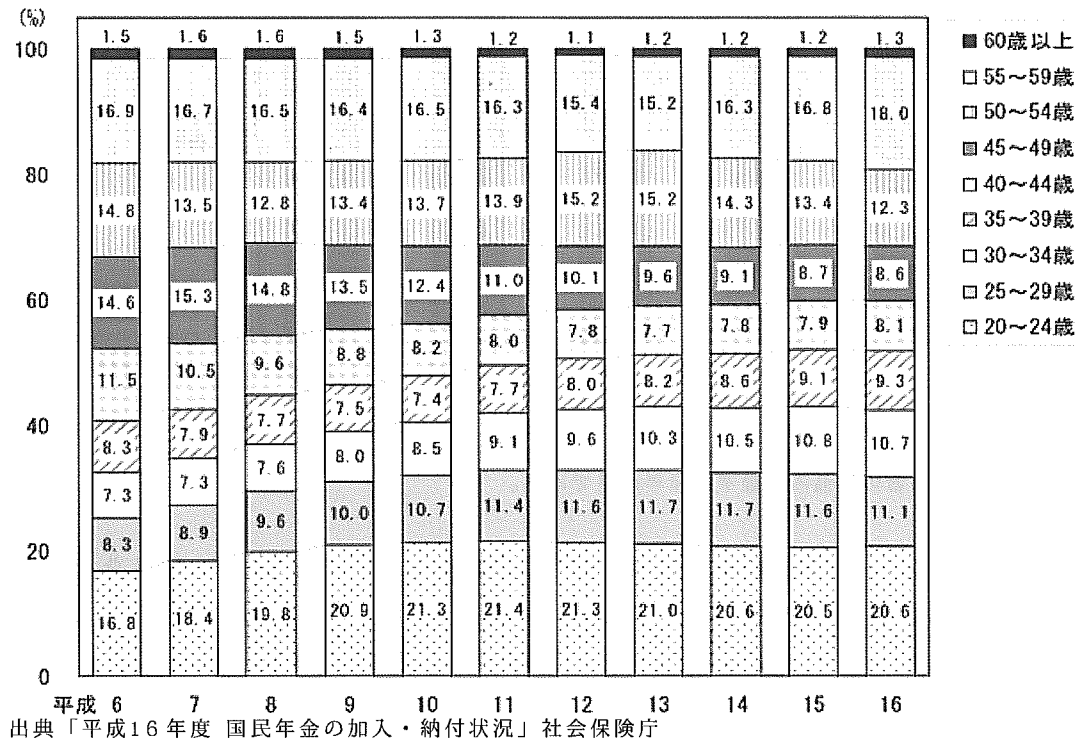
(2) 非正規就業者と国民年金の未納問題

国民年金の被保険者数が、近年増加した背景には、若年者層の非正規就業者の増大がある。実際、第1号被保険者の年齢構成をみると、納付状況が低い若年層（20～30歳台）の占める割合が増加している。また、第1号被保険者の就業状況をみると、自営業主が17.8%、家族従業者が10.1%、常用雇用が10.6%、臨

² 20歳到達者の納付率のうち、手帳送付者の納付率は27.7%と15年度と比べ0.3ポイント低下しているが、資格取得の届出をした者の納付率は77.4%と高く、前年度に比べ2.6ポイント上昇している。

時・パートが21.0%、無職が34.7%となっている。男女別に就業状況をみると、男子では自営業主、女子では家族従業者や臨時・パートの占める割合が高くなっている。若年層と高齢者層を比較すると、若年層では常用雇用や臨時・パート、高齢者層では自営業主や家族就業者の占める割合が高い傾向がある。

図表8-2 第1号被保険者の年齢構成の変化



図表8-3 第1号被保険者の就業状況

男女・保険料納付状況別 就業状況

(単位：%)

	総数	自営業	家族従業者	常用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	17.8	10.1	10.6	21.0	34.7	5.7
男子	100.0	29.0	6.8	14.5	15.6	28.0	6.1
女子	100.0	6.8	13.4	6.9	26.3	41.3	5.4
納付者	100.0	22.2	13.3	10.6	18.5	29.8	5.4
未納者	100.0	13.5	6.9	14.0	25.4	34.3	5.9
申請免除者	100.0	11.7	4.9	9.6	27.6	39.8	7.3
学生納付特例者	100.0	0.3	0.3	3.2	18.4	73.0	4.7

年齢階級別 就業状況

(単位：%)

	総数	自営業	家族従業者	常用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	17.8	10.1	10.6	21.0	34.7	5.7
20～24歳	100.0	1.2	2.6	10.4	27.2	54.0	4.6
25～29歳	100.0	5.7	8.3	19.0	28.4	34.1	4.5
30～34歳	100.0	13.2	12.6	14.5	21.8	32.5	5.3
35～39歳	100.0	20.6	12.9	11.8	20.8	29.2	4.8
40～44歳	100.0	27.4	15.1	11.2	18.1	21.9	6.2
45～49歳	100.0	30.8	16.1	9.5	17.4	20.0	6.2
50～54歳	100.0	32.5	12.3	7.9	15.7	25.0	6.6
55～59歳	100.0	24.2	10.6	4.6	15.4	37.7	7.5

「平成14年国民年金被保険者実態調査」(社会保険庁)

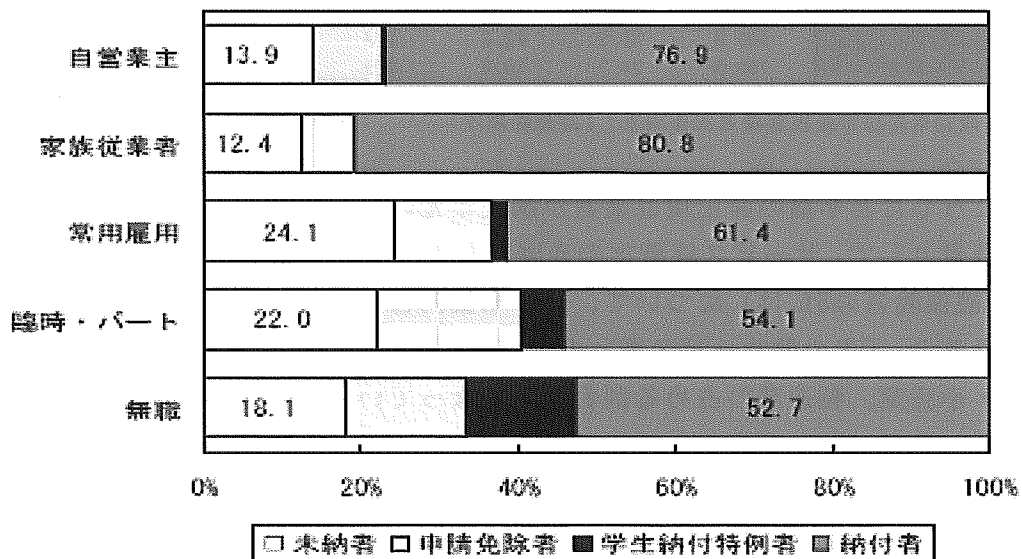
こうした若年層の非正規就業者が国民年金の被保険者になることの産業構造の背景として、サービス経済化の進展がある。第1号被保険者のうち就業者(第1号被保険者の61.1%)について、その事業内容(自営業主)・職業(産業分類)をみると、「その他サービス業」の割合が17.8%と最も高く、次いで建設業、卸売・小売業、製造業の占める割合が高くなっている。サービス産業と卸売・小売業の業界では、厚生年金の適用拡大に対する反対意見があるために、これらの業界で働く多くの非正規就業者が国民年金の被保険者とならざるを得ない状況がある。

非正規就業者で厚生年金の適用対象とならないために国民年金の被保険者となっている人々は、厚生年金の対象者と比べて、労働時間が短いとしても同種の労務を提供している場合には、次のような不利な条件が生じてしまう。厚生年金の場合には労使折半であるのに対して、国民年金の場合には、使用者側からの保険料拠出がないばかりか、定額である。保険料は5年に一度の財政再計算で定められたスケジュールで改訂されていくため、月々の賃金と比べて固定的であるのに対して、非正規就業者の賃金は、会社や職場の都合による労働時間

変動に伴う賃金所得変動が大きい。したがって、定額の保険料負担ができない場合が得てして生じる可能性がある。そのために、国民年金では未納問題が生じやすい。実際、図表8-3の上段を見ると、自営業者の場合には納付者に占める割合と未納者に占める割合はそれぞれ22%と13%で後者の割合の方が小さいのに対して、臨時・パート労働者では納付者に占める割合と未納者に占める割合はそれぞれ18.5%と24.5%で後者の割合の方が高い。

就業状況別³に保険料納付状況を見ると、自営業主や家族従業者については未納者の割合が比較的低くなっているが、常用雇用は臨時・パートについては未納者の割合が高くなっている（図表8-4）。事業の内容別・職業の産業分類別に保険料納付状況を見ると、農林水産業は納付者の割合が高く、9割近くを占めている。一方、運輸業、通信業、情報サービス業、金融・保険業は未納者の割合が高く、特に運輸業では3割を超えている。

図表8-4
就業状況別 保険料納付状況



出典「平成14年国民年金被保険者実態調査」社会保険庁

そして、未納者の割合が比較的高い臨時・パート労働者が国民年金被保険者に占める割合は、年々増加している（図表8-5）。

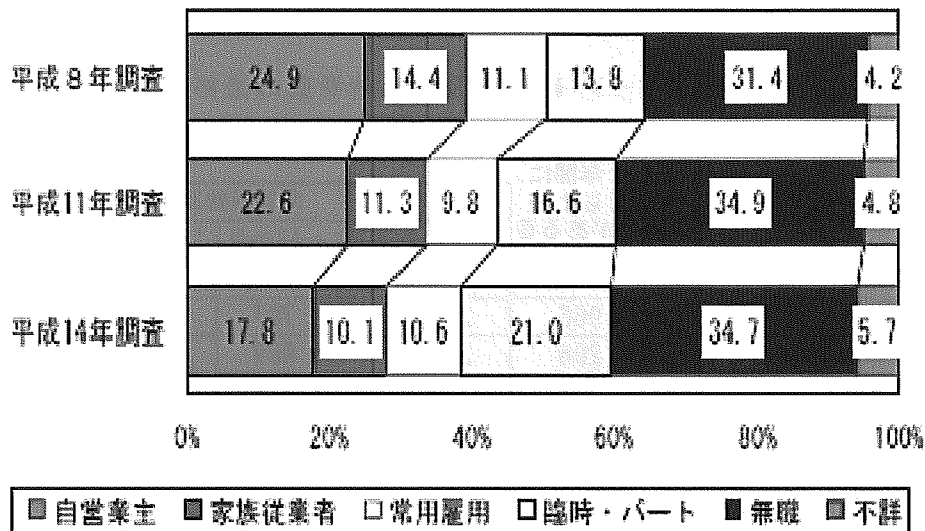
1998年度末から2004年度末に至る間、国民年金の未加入問題が国会でも取り

³ 第1号被保険者の就業状況の変化を見ると、自営業者や家族従業者の割合は低下している一方、臨時・パートの割合が顕著に増加している。

上げられ、未加入に対する対策が取られたために、図表8-6が示すように、近年、未加入者は減少した。しかし、臨時・パート労働者が雇用者に占める割合が増大することも手伝って、非正規就業者として働く国民年金被保険者には上に述べたような不利な条件があるために、未納者数は2004年度末に至るまで増加した。

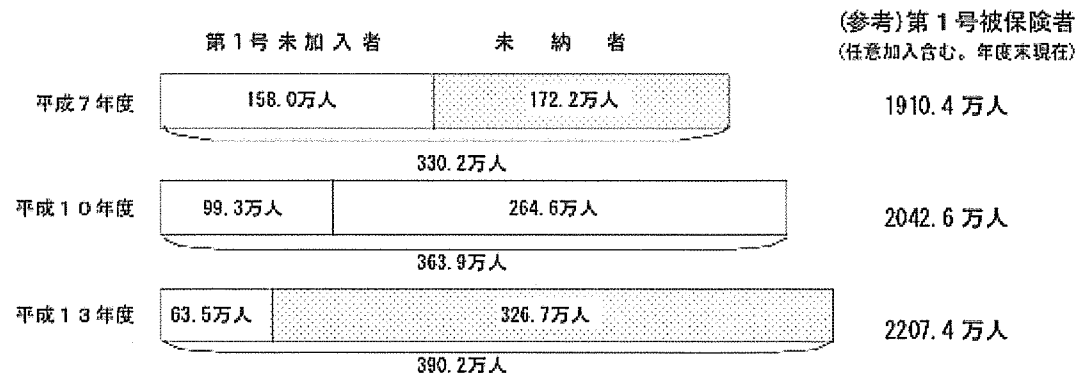
図表8-5

国民年金第1号被保険者の就業状況の変化



出典「平成14年国民年金被保険者実態調査」社会保険庁

図表8-6 国民年金（1号被保険者）の未納・未加入者の推移
未納者・未加入者の推移



出典「平成14年国民年金被保険者実態調査」(社会保険庁)

なお、各年度末の未納者の推移は次の通りである。1998年度末 264万6千人、2001年度末 326万7千人（以上、「国民年金被保険者実態調査（平成14年）」（社会保険庁）による）。2002年度末 363万5千人、2003年度末 444万5千人、2004年度末 424万1千人（対前年20万人の減少）（以上、「国民年金の加入・納付状況（平成16年度）」（社会保険庁）による）。

3. 国民年金保険料の未納の状況とその理由

(1) 保険料未納の状況

未納者には、いくつかの区分があり、その区分別に見た未納者数の推移が、表2である。

図表8-7 納付率及び未納者数の推移

(単位：千人)

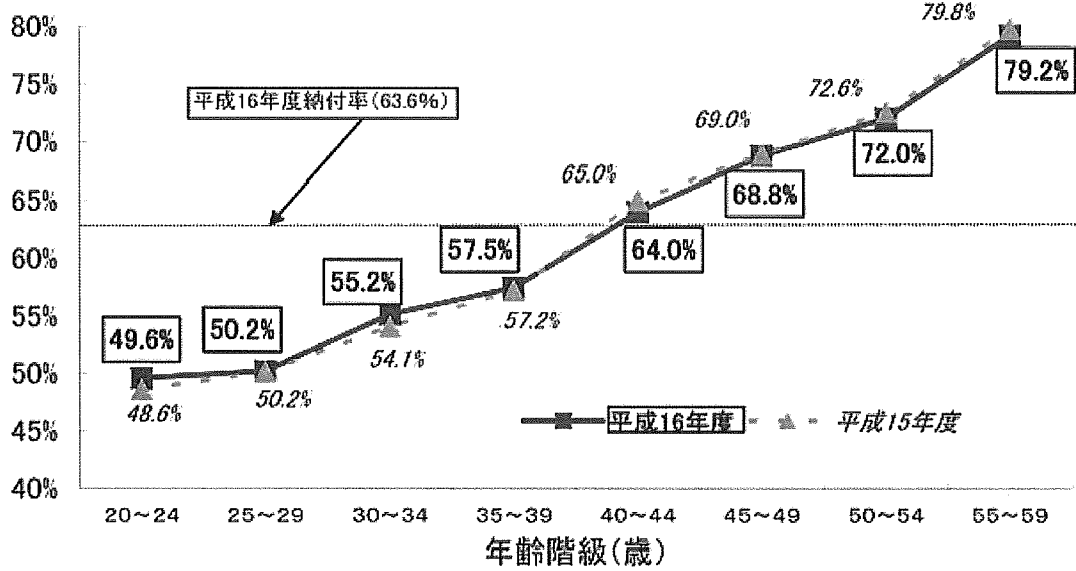
年 度	納付率 (%)	過去2年間に 1か月以上の 未納月がある者	未納月数別内訳			
			1～6か月	7～12か月	13～23か月	24か月
平成13年度	70.9					
平成14年度	62.8	10,966	2,953	2,787	1,591	3,635
平成15年度	63.4	11,296	2,888	1,869	2,093	4,445
平成16年度	63.6	11,193	2,983	1,878	2,092	4,241

注：納付率は（納付月数÷納付対象月数）を意味する。納付率は各年度の実績。「過去2年間に1か月以上の未納月がある者」の欄は、当該年度及び前年度の2年間において、1か月でも第1号被保険者期間を有する者のうち、未納期間がある者を単純合計したもの。

年齢別の納付率は、若年層の方が低く、45歳～49歳階級で年齢計の納付率となり、受給資格年齢に近づくほど納付率が上昇する（図表8-8）。生誕年別に見ると（図表8-9）、生誕年が早い（右側）高年齢の人ほど納付率が高く、生誕年の遅い（左側）若年層の人ほど低い傾向がある。ただし、平成15年度と16年度を比較すると、16年度では20歳代の人に対する学生免除特例などの周知が進み、これらの人の納付率が上昇したため、変化率で見ると20歳代の納付率が大きく上昇したことがわかる。これと対照的に、未納者数と未納割合は、若年層が多く、中高年層では少なくなっている（図表8-10）。

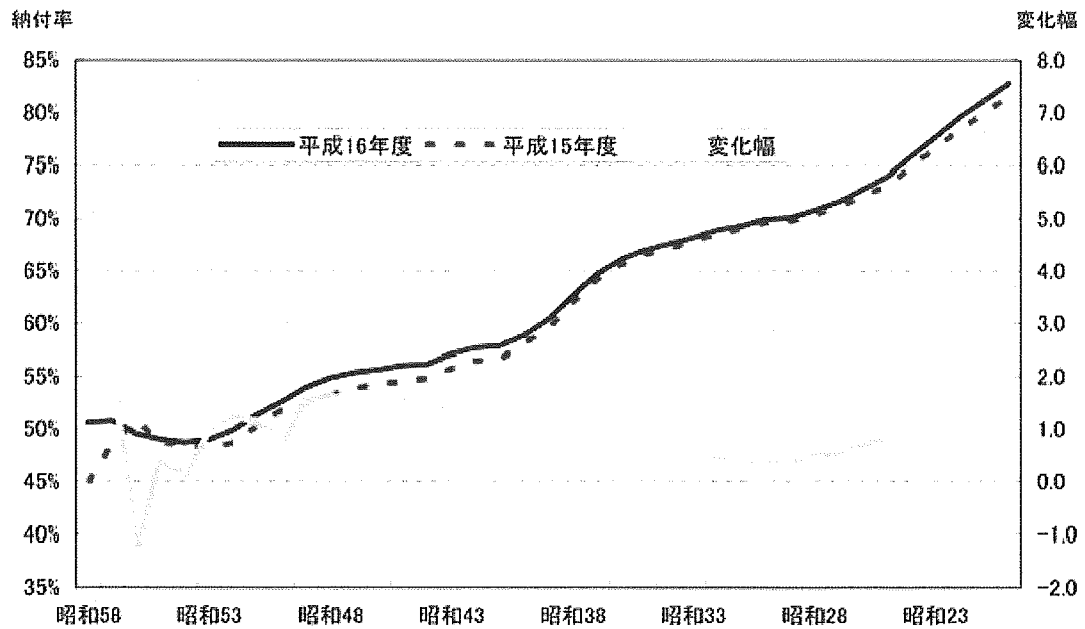
年齢階級及び都市規模別にみた未納者数とその割合を見ると、未納者数が若年層で多いことは小都市・町村、中都市、大都市のどの区分でも見られるのに対して、未納者の割合は、全ての年齢階級を通じて小都市・町村よりも中都市が高く、さらに大都市の方が中都市よりも高い傾向がある（図表8-11）。

図表8-8 年齢別の納付率



出典「国民年金の加入・納付状況（平成16年度）」（社会保険庁）

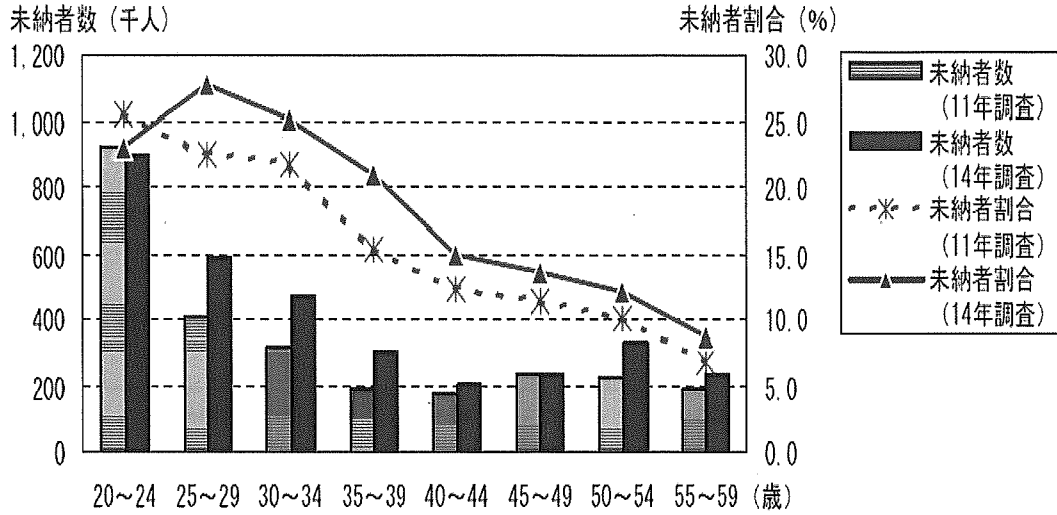
図表8-9 誕生年度(コホート)別納付率



出典「国民年金の加入・納付状況（平成16年度）」（社会保険庁）

図表8-10 年齢階級別の未納者・未納者割合の変化

年齢階級別 未納者数・割合の変化

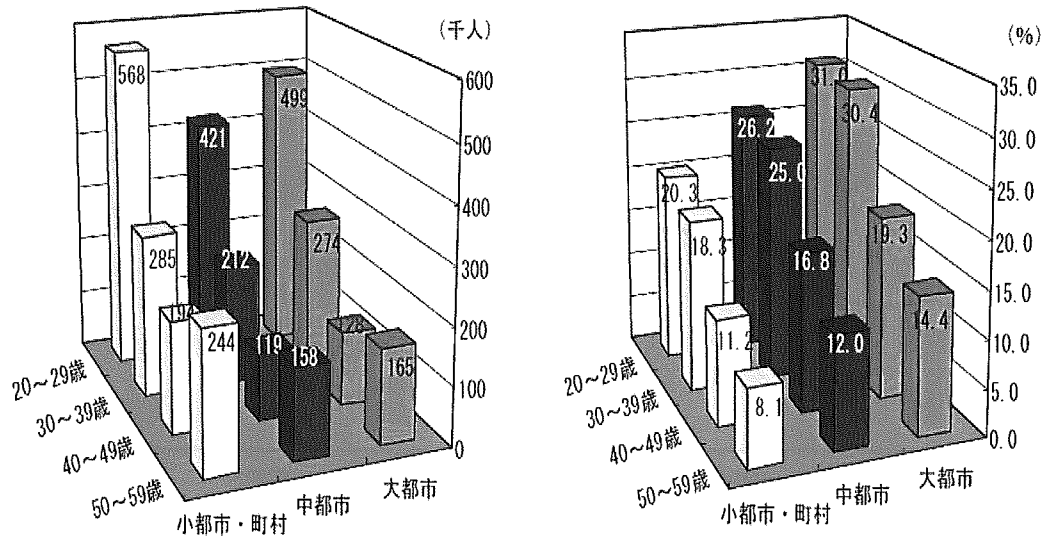


出典「国民年金の加入・納付状況（平成16年度）」（社会保険庁）

図表8-11 年齢階級及び都市規模別の未納者数と未納者の割合

年齢階級及び都市規模別 未納者数

年齢階級及び都市規模別 未納者の割合



出典「国民年金の加入・納付状況（平成16年度）」（社会保険庁）

(2) 保険料未納の理由

「平成14年国民年金被保険者実態調査」社会保険庁では、国民年金の被保険

者に対して、保険料未納の理由を尋ねる調査項目がある。その集計結果をまとめると次のようになる。

未納者について、保険料未納の理由をみると、主要な理由（主要回答）としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.5%と最も高く、次いで「国民年金をあてにしていない、または、あてにできない」（15.0%）となっている。

年齢階級別にみると、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」の割合は、特に40歳台で高くなっている。また、「国民年金をあてにしていない、または、あてにできない」の割合は20～30歳台で高くなっている。

世帯主の所得階級別に未納理由（主要回答）をみると、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」の割合は全所得階級を通じて高く、世帯所得が1000万円以上の階級でも4割となっている。また、所得階級が上がるにつれて、「国民年金をあてにしていない、または、あてにできない」の割合が増加している。

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも、過去2年分までは遡って納めることができるが、このことに関する周知度は51.7%である。納付の状況別に周知度をみると、納付の状況別納付者は52.8%、未納者は50.6%、免除申請者は55.8%、学生納付特例者は35.9%となっている。なお、これまでの調査と比較すると周知度は増加傾向にある。

(3) 未納者の意識

「平成14年国民年金被保険者実態調査」社会保険庁における未納者の意識に関する調査項目の結果から次のことが分かる。

未納者について、未納保険料に対する意識をみると、「もう少し、生活にゆとりができれば、保険料（過去2年分の未納分）を納めたい」と考えている者が約6割を占めている。

このように納めたいと意識している者の割合は、年齢が高くなるに従って増加傾向にある。

低年齢層の未納者については、「（国民年金については、納得できていないので、保険料を納めていないが、）制度の意義や有利な点が理解できれば、納付するつもりである」と考えている者が2割弱を占めている反面、「公的年金は信用できないので、（老後、年金が受けられなくても、）保険料を納める考えはない」とした者も2割程度を占めている。

世帯主の所得階級別に未納者の意識をみると、「もう少し、生活にゆとりができれば、保険料（過去2年分の未納分）を納めたい」とした者の割合は、全所得階級を通じて高くなっている。

所得階級が上がるに従って、「制度の意義や有利な点が理解できれば、納付す

るつもり」と公的年金は信用できないので、保険料を納める考えはない」という回答者の割合がともに増加傾向を示し、生活のゆとりと係わらず、納付に対する意識が両極に分かれる傾向が見られる。

「平成14年国民年金被保険者実態調査」における納付者と未納者の間での意識の差に関する調査項目の結果を、老後の生活設計を視点に見ると、全体では、生活を支える手段として「公的年金」が43.6%で最も高く、次いで「自分で働く」が19.3%、「特に考えていない」が12.6%となっている。

保険料納付状況別にみると、納付者と未納者とで大きな差が見られ、納付者は「公的年金」が過半数を超えているのに対し、未納者では「自分で働く」、「特に考えていない」とした者が多くなっている。

年齢階級別にみると、「公的年金」は、年齢が高くなるにつれ高くなる傾向があるが、反対に「特に考えていない」は、年齢が高くなるにつれ低くなる傾向にある。

4. 厚生年金適用が拡大された場合の(生涯)年金給付額の推計

国民年金第1号被保険者には、臨時・パートタイム労働者として企業で働いているにも拘わらず、労働時間等の制約あるいは調整の結果、現行の厚生年金の適用条件を満たさず、国民年金に加入している場合がある。先にも述べたとおり、国民年金の場合には、事業主負担が無く、定額であるために、労働時間の調整などのために月々の所得が変動しても定額の保険料を納めなければならず、未納になるを得ない要因が制度の中に内在している。厚生年金の適用拡大は、企業側が受け入れるという条件つきではあるが、それが実現すれば、こうした国民年金がもっている未納問題を解決する一つ的手段となる。ただし、厚生年金の適用拡大が実現すると、臨時・パートタイム労働者の手取り賃金が減少するため、労働者の適用拡大に対する理解を得るためには、適用拡大による生涯年金給付がどれだけの大きさになるかを示す必要がある。ここでは、このような問題意識に従い、厚生年金適用が拡大された場合の(生涯)年金給付額の推計を行う。推計手順は次の通りである。

(1)「賃金構造基本調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による1968年から2003年の女性・パートタイム労働者・年齢階級別・1ヶ月当たり現金給与から、年度と5歳階級年齢からコーホート別になおした月収データを作成。具体的には、コーホート別、20歳以上60歳未満の5歳階級データを作成。

(2)正規労働の賃金ほどではないが、女性パートタイム労働者の賃金についても、コーホート別に直した5歳階級別データでも、年齢があがるにつれて月収があがる傾向が見られる。そこで、 $月収 \times 12 = 年収$ から、年収が65万円以

上となる年齢階級すなわち25歳以上の年齢階級を対象として、以下の推計を行う。

(3) 年収が65万円以上となる女性パートタイム労働の、コーホート別25歳以上60歳未満の賃金プロファイルが作成されているが、これに過去の実際の保険料率と2004年年金改革で示された保険料率（スケジュール）を掛けて求めた厚生年金給付額は、パートタイム労働者が離職して被保険者期間が短くなる影響を無視しているため、過大推計になる。

(4) 上記の問題点を考慮するために、25歳以上の年齢で、「雇用動向調査」から得られる男女別・年齢階級別の離職率を参照して、年齢があがるにつれて離職する割合を考慮した実効被保険者期間をコーホート別に推計する。ここで、実効被保険者期間は、前の年齢階級の労働者数に占めるパートタイム労働者の割合に対する次の年齢階級のその割合（離職確率「雇用動向調査」による）を被保険者期間月数（5年＝60ヶ月）にかけた期間として算出した。

(5) (4)のように推計したコーホート別の実効被保険者期間、算定乗率、月収×12＝年収を利用し、コーホート平均の年金給付額（報酬比例部分）を推計する。

以上のような手順に従って、コーホート別5歳階級別の女性パートタイム労働者の月収と年収、及び実効被保険者期間を推計したのが図表8-12である。また、図表8-13は、厚生年金適用拡大による（生涯）年金給付水準の推計結果（コーホート別5歳階級別の女性パートタイム労働者）である。

図表8-12 コーホート別5歳階級別の女性パートタイム労働者の
月収と年収、実効被保険者期間

	1948年生まれコーホート		1948年生まれコーホート B 実効被保険者期間 (年)	1955年生まれコーホート		1955年生まれコーホート B 実効被保険者期間 (年)
	A 年収(円)	月収(円)		A 年収(円)	月収(円)	
20～24歳	308400	25700	45	996000	83000	45
25～29歳	733200	61100	39.2	1552800	129400	24.9
30～34歳	1378800	114900	18.4	1989600	165800	18.7
35～39歳	1084388	90366	15.2	1110617	92551	18.1
40～44歳	1084388	90366	15.2	1239807	103317	12.6
45～49歳	1279448	106621	17.7	1258896	104908	17.1
50～54歳	1279448	106621	17.7	1258896	104908	17.1
55～59歳	1279551	106629	9	1258896	104908	9

出所 筆者推計

図表8-13厚生年金適用拡大による年金給付水準の推計結果(単位:円)

コーホ ト	報酬比例年 金額①	基礎年金②	名目年金所 得(新規裁 定、年額)	実質年金所得 (生涯年額の 一年あたり実 質額)
	A*B*保険 料率*乗率		①+②	①+②/消費 者物価上昇率
1945	565695	1604491	2170186	1809877
1948	537225	1558732	2095957	1747972
1950	488921	1435931	1924851	1605274
1953	525347	1552352	2077699	1732745
1955	501117	1522041	2023158	1687259
1958	488576	1499089	1987665	1657659
1960	443226	1367959	1811184	1510479
1963	487491	1475307	1962798	1636921
1964	469330	1429394	1898724	1583485

出所 筆者推計

以上のように、厚生年金の適用範囲が年収65万円以上130万円未満にまで適用拡大された場合の、新たに厚生年金にカバーされる女性パートタイム労働者の新規裁定年金額と、それに基づき終身でもらえる年金額の新規裁定時点での割引現在価値で見た1年あたり年金額は、それほど大きい額ではないことがわかる。しかし、離婚率が高まる一方で、現状では、単身女性の高齢者世帯の貧困が「高齢社会白書」で指摘されている今日、このような厚生年金の適用拡大による、女性自身の年金受給権の確保とその給付の保障は、重要な政策的課題であると考えられる。個人単位や家計単位で見ると、厚生年金の適用範囲拡大の便益は大きくは見えないが、しかし国民経済全体への影響という観点からどのように評価されるのかについて、考察することは意義があることであろう。そこで、次の節では、世代重複モデルによるシミュレーション分析の結果を概観し、今後の課題をまとめたい。

5. パートタイム労働者の厚生年金適用拡大の経済効果

—2部門・夫婦の就業形態別の世代重複モデルによる分析—

(1) 分析の概要

中田・金子(2006)では、パートタイム労働者および第3号被保険者の取り扱いの変更が国民経済における消費と貯蓄、さらには年金財政の持続可能性に及ぼす影響を分析できるように、経済変数が内生的に決定される一般均衡動学モデル(世代重複モデル)を、国民年金加入者からなる非正規就業者・自営業部門と厚生年金加入者からなる企業生産部門それぞれにおいて夫婦の就業形態別(す

なわち性別と雇用形態それぞれの異なる組み合わせ)に基づく所得階層を持つように拡張し、シミュレーション分析を行っている。

中田・金子(2006)が用いたモデルの構成をまとめると、次のようになる⁴。一国の全人口は国立社会保障・人口問題研究所の平成14年将来人口推計の中位推計にしたがって推移するが、経済内に存在する各個人は就業形態によって自営業部門と企業雇用部門の2部門に分かれる。各部門はそれぞれに異なる生産関数にしたがって生産活動を行う。ここでは、自営業部門は労働のみを用いて生産活動を行い、企業部門は資本と労働の2生産要素を用いて生産を行うものとする。さらに本モデルの政府部門は年金財政部門だけではなく、一般会計部門も有しており、そこから基礎年金の国庫負担も含めた政府支出を賄うように拡張されている。

各生産部門の所得階層は各コーホートが生涯を通じて一定の賃金格差インデックスを与え生成された固定的な階層⁵であるが、その構成割合は性別と雇用形態に応じて次のように与えることとした。まず、厚生年金加入者からなる企業部門には①男性正規労働者と②女性正規労働者および③パートタイム就業者の三つの階層が存在する。また、国民年金加入者からなる非正規・自営業部門には④男性労働者と⑤女性労働者の二種類が存在する。この他に経済内には一定割合の⑥無就業者が存在するものと仮定する。①から⑥それぞれを*j*タイプの就業者と呼ぶこととしよう。企業部門の正規雇用者は現役時代、所得に一定割合の年金保険料を課せられる。そして退職後は所得比例部門も含めた厚生年金を受給する。自営業部門の労働者は現役時代にその所得水準にかかわらず固定的な年金保険料を徴収され、退職後は基礎年金(国民年金)部分のみ給付される。基礎年金のうち国庫負担分を差し引いた部分は両部門の年金保険料を合算したのから拠出され、その他の企業雇用者の保険料は厚生年金の所得比例部分に当てられることとなる。

但し、パートタイム就業者および無業者の年金保険料の取り扱い、現行制度に合わせて配偶者の就業形態によって異なるものとする。本研究では分析の簡単化のために全家計は男女ひとりずつから成る夫婦で構成されるものと仮定する。また、簡単化のために、男性労働者は全て正規雇用者もしくは自営業者として働いており、パートタイム就業者および無業者は女性のみから構成されるとも仮定する。これらの簡単化によって、同じパートタイム就業者・無就業

⁴ 以下に述べる諸前提のもとに、動学的一般均衡モデルの方程式体系が構成されるが、その詳細は中田・金子(2006)を参照して頂きたい。

⁵ 従って、各階層間での流動性は存在せず、生まれた時点の階層が生涯に亘って固定されているものと仮定する。

者であっても、配偶者である男性が企業雇用部門で働いているか自営業部門で働いているかによって年金保険料が異なるという現行の年金制度をモデル内に導入する。即ち、夫が企業雇用者であったならばパートタイム就業者・無業者は第3号被保険者として保険料を負担せずして引退後、基礎年金を受給する⁶が、夫が自営業者であったならばその所得に関わらず定額の国民年金保険料を負担したうえで、引退後基礎年金を受給する。よって、この経済には男女それぞれの性別・就業部門に応じて8種類の所得階層が存在することになる。即ち、①【夫：企業雇用／妻：企業雇用】②【夫：企業雇用／妻：無職】③【夫：企業雇用／妻：自営】④【夫：企業雇用／妻：パートタイム】⑤【夫：自営／妻：自営】⑥【夫：自営／妻：企業雇用】⑦【夫：自営／妻：パートタイム】⑧【夫：自営／妻：無職】である。それぞれの所得階層を*i*タイプの家計と呼ぶことにする。

(2) シミュレーション分析のケース分け

ベースケースを除く、ケース1以降の全てについて、制度変更は2010年から行われるものとする。

まず、ベースケースとして2004年度年金制度改革に則って、基礎年金の国庫負担水準を段階的に1/2に引き上げ、企業正規雇用者の所得には厚生年金保険料率、自営業者からは定額国民年金保険料を徴収し、企業雇用男性就業者の配偶者であるパート就業者、無就業者からは保険料を徴収せず基礎年金を給付するとともに、基礎年金の国庫負担部分は追加的な課税を実行せず、現行の一般会計内から拠出され、残った一般会計税収を各家計に均等に配分するケースを分析する。

ケース1では、男性配偶者の就業形態に関わらず、女性のパートタイム就業者を全員厚生年金の適応対象とし、賃金所得から定率の保険料を徴収するとともに、引退後は基礎年金および報酬比例部分を含めた厚生年金を給付する。この場合、労働市場に参入後に厚生年金の適応対象となる移行的な世代が発生するが、これらの世代の年金給付額は次のように処理した。まず、これらの世代が9期間の就業期間全てにおいて厚生年金加入者として働いた場合の年金受給額を計算し、そこから基礎年金部分額を差し引き、報酬比例相当額を計算した上で、

⁶ 現実には年間所得130万円以下かつ労働時間が常用雇用者の四分の三未満という条件が必要であるが、ここでは夫が厚生年金加入者であれば無条件に第3号被保険者として扱われるものとした。本研究で用いられるモデルでは、女性の労働供給は内生変数であるため、労働供給量に応じて内生的に加入保険の種類が変化するようにすることも可能であるが、パラメーターの選択によっては安定した結果を得られなかったため、このような単純化の仮定を採用した。

その報酬比例相当額の全就業期間のうち厚生年金加入者であった期間の割合分だけを給付した。一般会計政府支出はベースケース同様、税収のうち国庫負担分を差し引いたものを各家計に均等に配分する。

ケース2では、男性企業雇用者の配偶者全員のうちパート就業者と無業者について定額の国民保険料を課す場合を想定した。一般会計支出はベースケースに従う。

ケース3においては、厚生年金の適応対象は現行制度のまま(ベースケースと同じ)で、基礎年金国庫負担部分(1/2)を、現行の5%消費税率は維持した上で、追加的な消費税を課してまかなった場合を取り上げた。この場合の一般会計政府支出は上記のケースと違い、当該期の税収全てを各家計に均等に配分することになる。

ケース4は基礎年金の国庫負担水準を100%に引き上げ(即ち基礎年金の完全税財源化)、その財源を追加的な消費税課税でまかなうとした場合を扱う。一般会計支出はケース3同様に当該期の税収全てを各家計に均等に配分することになる。このケースでは国民年金保険料はゼロに設定されるが、厚生年金保険料率は2004年年金改革で決定された保険料率引き上げスケジュールに従うものと仮定する。その保険料収入は全て厚生年金の報酬比例部分給付と積立金への繰り入れに用いられるものとする。

(3) 分析結果

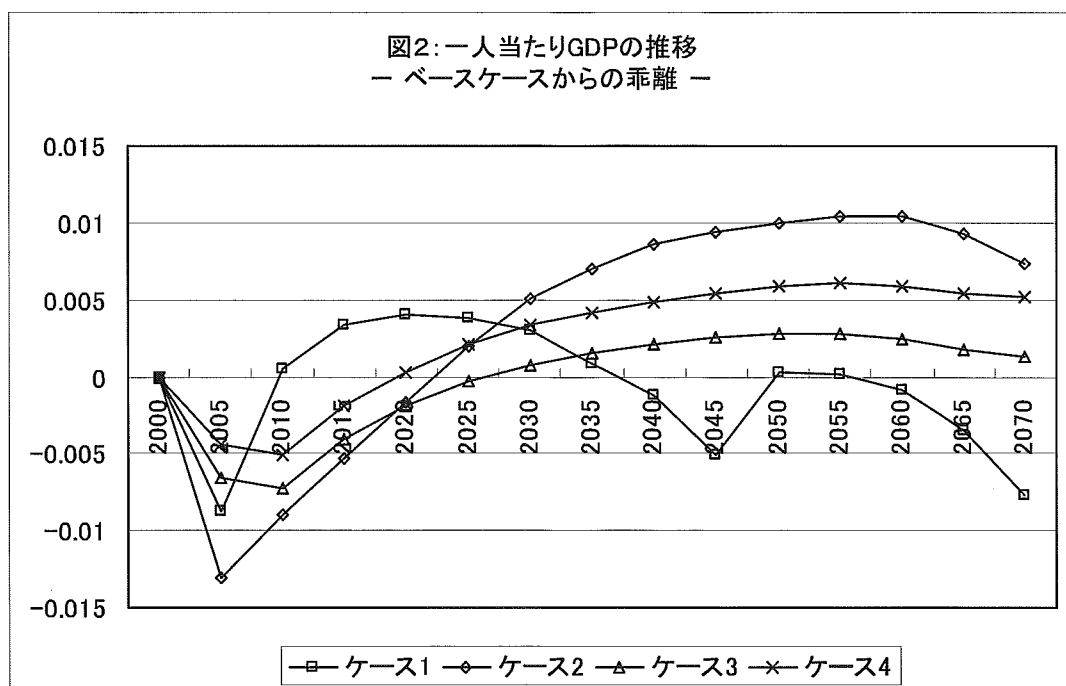
以上、5つのシナリオにもとづいて、経済効率性の観点と年金財政の持続可能性の観点から、パートタイム就労者に厚生年金を適応拡大する場合、3号被保険者にも定額の国民年金保険料負担を求める場合、基礎年金を消費税で賄い税方式化する場合などについてシミュレーション分析し、1人あたりGDPの推移をベースケースと比較したものが、図表8-14である。

図表8-10に見られるように、この分析によれば、適用拡大をすると、1人あたりGDPは2010年以降高まるものの、2040年以降低下する(ケース1)。一方、パート就業者らに国民年金保険料を課す就労者・無業者への年金負担の拡大(ケース2)は、長期的には1人あたりGDPの拡大をもたらした。なお、年金財政面では、短期的には改善をもたらすが、長期的にはより年金財政の持続可能性を阻害する可能性があることがわかった。国庫負担もしくは基礎年金全体の財源として消費税を活用した場合(ケース3, 4)では1人あたりGDPが現行のベースケースよりも上まわる場合が多いという意味で、総じて経済の効率性は高まるが、その場合の消費税水準は追加的に10%必要となることがわかった。

就労者・無業者への年金負担の拡大による効果は、情報提供などにより、現在未納者未加入者となっている1号被保険者が加入者となった場合にも、ほぼ同様の効果をもたらされると推測される。

年金制度が経済の効率性に与える影響を考察することは重要であるが、2004年年金改革が年金財政の持続可能性改善を図るとともに、世代間と世代内のそれぞれの公平性を図ることも目標とされたことから、今後の新たな改革の方向性を探る上でも、これらの観点からの分析も重要なものであると思われる。これらは今後の課題としたい。

図表8-14 女性のパートタイム労働者への厚生年金適用拡大を含む諸ケースの1人あたりGDPの推移(現行ベースケースとの乖離でみた比較)



出所 中田・金子(2006)

参考文献

中田大悟・金子能宏(2006)「パートタイム労働者への厚生年金適応拡大と年金財政—世代重複モデルによるシミュレーション分析—」『平成15年度 社会保障総合モデル研究事業報告書』(国立社会保障・人口問題研究所)

金子能宏(2005)「先進諸国の公的年金改革の展望」『社会保障制度改革—日本と諸外国の選択—』(東京大学出版会)

金子能宏・石川秀樹・中田大悟(2004)「非正規就業者増大のもとでの厚生年金